

考える広場

「権」が問う親子、夫婦、家族



コラージュ・河内誠

虐待の疑いがあるとして、警察が児童相談所に通告した十八歳未満の子どもの昨年十万人を超えた。五年間で約二倍増。民法で定める親権が、虐待から子どもを救い出す際の妨げになっているという指摘もある。親や社会は、子どもの権利とどう向き合っていくべきなのだろうか。

日本の法律や政策は、子どもを権利の主体ではなく、大人の保護の対象として位置づけていると感じます。例えば、児童手当や児童扶養手当は子どもに直接支払われるのではなく、親に支給されます。親にお金を配れば子どもにも届くだろうという発想です。子ども自身が権利を持ち、独立した人格として尊重されるというよりも、大人を通して守られる存在、大人の付属品のように考えられているのではないのでしょうか。

日本も批准している「子どもの権利条約」では、子どもの主体的な権利性や独立した人格を持つことが強調され、これに沿って先進国は法律も見直してき

最近では、新型コロナウイルス



早稲田大法学学術院教授 棚村政行さん

子の権利保障 不十分

その感染拡大が子どもにも与える影響を心配しています。在宅勤務の増加や失業といった親のストレスが児童虐待という形で子どもに向かっています。オンラインで学習する機会が増え、家庭の経済格差がパソコンを持って

困は家庭の問題とみられがちです。しかし、必要であれば、子どもにとつて親の離婚は人生の一大事です。日本は、離婚後は父母の一方が親権を持つ単親親権ですが、父母の双方が親権を持つ共同親権の是非を巡る議論が法務省で始まりました。

子どもの権利条約 18歳未満の子どもに成人と同じように基本的人権を保障するため、成長の過程で必要な命を守られて生きる▽教育を受けて育ち友達と遊ぶ▽暴力から守られる▽自分に関係あることに自由に意見を言えるーなどの権利を定めた条約。1989年に国連で採択され、1990年を超える国や地域で締結。各国政府には子どもの権利を実現するための国内法の整備が求められる。日本は94年に批准。

懲戒権 早急に廃止を



文京学院大教授 甲斐田万智子さん

いとするものです。娘がある年齢に達したら結婚させねばならないと地域社会が圧力をかけた。国家が難民や移民の子どもを親から引き離したりすることに対し、子どもを学校に通わせたい、一緒に暮らして育てたいという親の意思を守るものなの

誤解が消えないのは、一九八九年に国連で採択された「子どもの権利条約」の考え方がほとんど浸透していません。この条約は「子ども観」を百八十度変えました。子どもは未熟で導かなければならないという別居している親に希望する子ども

親と子の関係も変わり、子どもの意思が尊重されるようになる。子どもと大人は、力関係において非対称ですが、人間的には対等。子どもを支配する存在としてではなく、よりよい社会を共につくり、地球的課題を共に解決する仲間と考えるべきでしょう。(聞き手・大森雅弥)

もが会えるようにすることは大事だと思えます。また、これからは同性パートナーの家族や多国籍・多文化家庭などもますます増えていくので、個々のケースで子どもの最善の利益を最優先することが大切でしょう。

(聞き手・木谷孝洋)